

協 定 項 目

1 合併の方式

一の宮町、阿蘇町、波野村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日を平成17年2月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称を「阿蘇市」とする。

4 新市の事務所の位置

- （1）新市の事務所の設置方式については、本庁方式（集中方式）とする。
- （2）新市の事務所の位置については、一の宮町大字宮地504番地の1（現在の一の宮町役場）とする。
- （3）現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。

付帯事項

- ①道路アクセス（通称8メートル道路）の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立上げ、県への働きかけを強化することとする。
- ②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながらないよう平成17年2月11日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起こらないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討するとともに、合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。
- ③人口的地域からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール（公民館を含む）については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。
- ④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。